附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第三十（第22条関係）

年度における認定事業再編計画の実施期間終了の日以降
引き続き課税の特例の適用を受ける場合の実施状況報告書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

　　年　　月　　日付けで認定を受けた事業再編計画の　　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．認定事業再編計画の目標の達成状況
２．課税の特例に関する報告（事業再編促進設備等の割増償却）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．認定事業再編計画の目標の達成状況に関する次の事項について、認定事業再編計画に記載した指標と実績とを対比させて記載する。
(1) 事業再編に係る事業の目標の達成状況
(2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標の達成状況
(3) 生産性の向上を示す数値目標の達成状況
(4) 財務内容の健全性の向上を示す数値目標の達成状況

２．課税の特例に関する報告（事業再編促進設備等の割増償却）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第13条の２、第46条の２又は第68条の33に規定する課税の特例を受けた場合における当該事業再編促進設備等の事業の用に供した日以後５年以内の日を含む事業年度の割増償却額を記載する。